

報酬及び使用料を受ける権利委任契約約款

昭和60年2月1日 制定
平成14年4月1日 改正
平成22年4月30日 改正
令和2年4月1日 改正
令和6年9月30日 改正
一般社団法人日本レコード協会

第1条 (目的)

この約款（以下「本約款」という）は、報酬等関係業務規程（以下「業務規程」という）第2条に基づいて、一般社団法人日本レコード協会（以下「受任者」という）と商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬（以下「報酬」という）及び使用料（以下「使用料」という）を受ける権利を有する者（以下「委任者」という）との間で締結する、報酬及び使用料（以下「使用料等」という）を受ける権利行使委任契約（以下「本契約」という）の内容を定めることを目的とする。

第2条 (申込)

1. 使用料等を受ける権利を委任しようとする者は、受任者の指定する使用料等を受ける権利行使委任申込書と必要書類を、受任者に提出しなければならない。
2. 受任者が前項の申込を承諾したときは、委任者に書面をもって通知する。

第3条 (委任の範囲)

1. 委任者は、本契約の期間中、現在及び将来有するすべての使用料等を受ける権利の行使を受任者に包括的に委任する。ただし、委任者は、受任者の書面による承諾があれば、特定の範囲を委任の範囲から除外することができる。
2. 貸レコード業者が商業用レコードを用いて公衆への貸与を行った場合、受任者は当該貸レコード業者又はその団体との間において協議して定める使用料等を徴収する。
3. 前項の協議が成立しない場合は、受任者は使用料等の額につき文化庁長官の裁定を求めることができる。

第4条 (契約期間)

1. 本契約の期間は、受任者の承諾の日より5年間とする。
2. 本契約の期間満了の6月前までに、委任者又は受任者が書面により反対の意思表示をしないときは、本契約は従前と同一の条件で5年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第5条 (訴訟)

受任者は、使用料等を受ける権利の行使に関し自己の名をもって訴訟を提起、遂行することができる。

第6条 (使用料等の分配)

1. 受任者は、年度中(年度は4月1日から翌年3月31日までをいう)に貸レコード業者から徴収した使用料等を、委任者から受領する貸レコードの出荷明細等の分配資料に基づき、上期及び下期のそれぞれにつき、当該期の2月後に委任者に分配する。
2. 委任者は、受任者の書面による同意を得て、委任者から使用料等の分配を受ける権利を有する者又はその者で構成する団体に使用料等を分配することを指定することができる。
3. 本条に定めるほか、分配の方法に関する詳細な事項は、著作権法施行令第57条の3において準用される第47条並びに同法施行規則第22条に基づき受任者が定める報酬及び使用料分配規程(以下「分配規程」という)に従う。

第7条 (委任者による解約)

委任者は、本契約期間中においても、書面をもって受任者に解約通知をすることにより、受任者に当該通知が到達した日から6月を経過した日をもって本契約を終了させることができる。ただし、これにより受任者に生じた費用は委任者の負担とする。

第8条 (本約款等の違反)

委任者が本約款、分配規程、その他受任者の定める規程等に違反したことにより受任者に生じた損害は、委任者の負担とする。

第9条 (管理手数料)

1. 委任者が受任者に支払う管理手数料の料率は、受任者が徴収した使用料等の20パーセントの範囲内で受任者が定める。
2. 受任者は、管理手数料を使用料等の徴収及び分配に係る業務遂行のために支出する。
3. 受任者が徴収した一会計年度における管理手数料収入の総額が、受任者の業務遂行に係る支出を超過したときの差額については、当該会計年度終了後3月以内に委任者の支払った管理手数料額に応じて分配する。

第10条 (約款の変更)

1. 本約款の変更は、民法第548条の4の規定により行う。
2. 受任者は、本約款を変更するときは、1月以上の猶予をもってその効力発生時期を定め、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により委任者に通知する。
3. 本契約の変更の内容に異議のある委任者は、前項の通知の日から1月以内に、書面をもって本契約の解除を申し出ることができる。この場合、当該委任者との本契約は上記申し出の後最初に到来する3月31日をもって終了するものとする。

第11条 (規程の変更)

受任者は、業務規程、分配規程、その他受任者の定める規程等を変更したときは、委任者に通知する。

第12条 (権利譲渡等の禁止)

委任者は、受任者の書面による承諾なくして、使用料等を受ける権利又は本契約に基づく権利を譲渡、担保設定若しくは処分し、又は、その権利の行使を第三者に委任することはできない。

第13条 (委任者への送金等)

受任者からの本契約に基づく送金及び通知は、委任者の届け出た送金先及び住所又は連絡先に宛てて行う。なお、受任者は、委任者の届け出た住所又は連絡先に宛てた通知が継続して3回以上到達しないときは、不到達の事由が解消するまでの間、通知を保留することができる。

第14条 (委任者の通知義務)

1. 委任者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、すみやかに受任者に書面で通知しなければならない。
 - ① 送金先に変更があったとき
 - ② 名称、住所又は組織の変更があったとき
 - ③ 合併、会社分割、営業譲渡、解散等の重要な変更があったとき
 - ④ 使用料等を受ける権利に変更が生じたとき
 - ⑤ 破産、競売、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更正手続開始の各申立、取引停止処分、滞納処分、その他経営状況の著しい悪化があったとき
2. 受任者は、委任者が前項の通知を怠ったことによって生じた損害について、一切責任を負わない。
3. 委任者が本条第1項の通知を怠ったことにより受任者に生じた損害は、委任者の負担とする。

附則

1. (実施日)

本約款は令和6年11月1日から実施する。